

議案第88号

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(職員の給与の額の特例)

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。）の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（次項において「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最も高いもの 100分の5
- (2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の3

(職員の給与の額の特例)

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。）の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（次項において「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最も高いもの 100分の6
- (2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の4

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の4

2～6 略

(任期付研究員の給与の額の特例)

第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例

(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付研究員」という。)の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の5

2～6 略

(任期付研究員の給与の額の特例)

第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例

(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付研究員」という。)の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額

とする。

3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（特定任期付職員の給与の額の特例）

第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）

とする。

3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（特定任期付職員の給与の額の特例）

第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）

第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じ額とする。

3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。